

山ノ内町空き家情報提供・活用システムについて

1. 概要

このシステムは、山ノ内町内で利用されていない空き家を売りたい又は貸したいと希望している方とその空き家を利用して山ノ内町で暮らしたいと希望している方それぞれに空き家または居住希望者に関する情報を提供するシステムです。

2. 設立の背景

高度経済成長を支えてきた50代後半の人々、いわゆる「団塊の世代」がまもなく定年を迎える年となり、この団塊世代の大量退職により日本の社会経済構造は大きく変化すると考えられています。(いわゆる「2007年問題」)

「退職後に自然豊かな田舎(地方)で温泉に入ったり、農業をしったりしながらゆったりと暮らしたい。」と、Iターン、Jターン、Uターンを希望する団塊世代の人々のニーズが大きくなりつつあります。

しかし、そうした方々が実際に引っ越すこととなった場合、生活の基盤である土地や住宅等の不動産に関する情報は非常に限られており、田舎暮らしを希望する人が、思いどおりの物件を手に入れることは極めて難しいというのが現状です。

一方、受け入れ側の当町においては、若年層の流出や少子高齢化に伴って人口の減少が進行しており、後継者不足により荒れてしまった農地や空き家となった民家が増加しつつあります。

こうした状況を放置することは、地域の活力をますます低下させることになり、最終的には集落自体が消滅することになりかねません。

田舎暮らしを希望する方々の受け皿として当町は、全国的にも有名な志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原など非常に恵まれた観光資源、自然環境を有しているため、移住希望者にとって非常に魅力的な候補になると考えられます。

山ノ内町空き家情報提供・活用システムとは、こうした需要(田舎で暮らしたい)と供給(空き家を売りたいor貸したい)のミスマッチを解消し、田舎暮らしを希望するI・J・Uターン希望者等が空き家を有効に活用し、定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的として設立されたものです。

3. システムの内容

(1) 空き家情報の募集

町は広報・町ホームページを通じて空き家情報の登録呼びかけを行います。

町はシステムに登録したほうが良いと思われる空き家を把握した場合は、所有者等に登録を直接勧める場合もあります。

(2) 空き家情報の登録申込み

空き家の所有者等は、町へ空き家情報登録申込書(様式第1号)を提出します。

(3) 空き家情報の紹介

町は登録済みの空き家情報を町ホームページに掲載します。

*掲載する情報は、面積、築年数、間取り等の物件情報のみとします。

*所有者等の氏名、連絡先など個人情報は掲載しません。

町は県が同様の趣旨で行っている「田舎暮らし案内人」及び「空き家等活用情報システム」へ情報を提供します。(空き家情報登録者が希望した場合のみ)

(4) 空き家情報利用希望者の登録申込み

空き家情報の利用希望者は、町へ空き家情報利用希望者登録申込書(様式第2号)及び誓約書(様式第3号)を提出します。

(5) 情報の提供

町は、空き家情報と空き家情報利用希望者の希望条件がほぼ合致した場合又は利用希望者から交渉を希望する旨の連絡があった場合、所有者等及び利用希望者の了解を得た上で、双方に連絡先情報等を提供します。

所有者等及び利用希望者は、当事者間で直接交渉を行うこととなりますが、交渉が終了した段階で、交渉の結果を町へ連絡します。「条件が合わなかった」、「契約を締結した」など)

町は、情報の提供や当事者間の交渉にあたって最低必要な連絡調整は行いますが、所有者と利用希望者の間で行う物件の売買・賃貸借に関する交渉や契約等に関する仲介行為は、一切行いません。

(6) その他

物件の詳細情報及び交渉を希望される方は、空き家情報提供・活用システムへの登録が必要です。

空き家情報については、所有者等から得た情報に基づいて作成していますので、実際の状況とは異なる場合があります。詳細については、所有者等に確認してください。

情報提供後に生じたトラブルについては、当事者間で解決してください。

ご紹介する物件は、「徒歩圏内にコンビニ・学校・バス停・病院、即入居可」などの条件(いわゆる都会的な利便性)を満たすものではありません。そのような物件をお探しの方は、民間の不動産業者等にご相談されることをお勧めします。